

日本学術会議の法人化による権力介入に強く反対する声明

学問と表現の自由を守る会
大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム
学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団
立憲デモクラシーの会
安全保障関連法に反対する学者の会
早稲田から広げる 9 条の会（早大教職員 9 条の会）

日本学術会議の法人化の形をとった独立性侵害の危機

政府は法人化の形をとって日本学術会議（以下、学術会議）を政府の言いなりになる組織に作り替えようと、急ピッチで法案化を急いでいます。その内容は驚いたことに担当としては学術にあまり関わりのない防災・海洋政策担当の特命担当大臣が 2023 年 12 月 22 日に決定した「日本学術会議の法人化に向けて」で提起した「日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする」というものでした。そして学術会議を法人化した上で、「選考助言委員会」（仮称）や「運営助言委員会」（仮称）等の委員会を設置し、政府がガバナンスしやすくするというもので、学術会議の独立性、自律性を侵害するいくつもの仕掛けが組み込まれています。この決定の裏には、菅前首相が学術会議会員任命拒否を行った 2020 年 10 月の直後に発足した「自民党政務調査会・政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討プロジェクトチーム（PT）」が 2020 年 12 月 9 日に発表した「日本学術会議の改革に向けた提言」がありました。そこでこれまでの経緯を簡略に触れながら学術会議の独立性、自律性の侵害の問題を検討し、反対の声を挙げたいと考えます。

学術会議存立の 5 要件

学術会議会員任命拒否には多くの団体、人々から反対の意見が表明されました。それからすでに 4 年が経とうとしていますが、まだこの問題は終わっていません。任命の拒否理由を示さないどころか、会員選出に透明性がないと決めつけて、政府は学術会議の在り方の見直しを迫りました。

学術会議は見直しに関わって 2021 年 4 月の総会で「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を採択しました。世界のアカデミーの共通した要件として「①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性」をあげ、この「5 要件」には、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動が、学術の豊かな成果を広く国際・国内の社会に還元する役割を通じて公共の福祉を保障するとの世界共通の信念が託されています」と述べ、政府の機関であっても政府から自立し、独立した組織である意義が語られました。

学術会議法改正案の提案を断念

2004 年に学術会議が組織改革された折、十年後に見直すという総合科学技術会議の方針に基づき 2015 年、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）のもとに「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」が組織され、「日本学術会議の今後の展望について」という報告書が出されました。それには「国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい。」との見解が示されました。

ところが政府はこれを無視して、「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を提示し、2023 年の通常国会に学術会議改正法案を提出する決定を伝えました。これに対して「学術会議が独自に改革を進めているもとの、法改正を必要とする理由（立法事実）が示されていない」「第三者委員会による会員選考への関与は学術会議の独立性、自律性」を損なう、さらに「政府等と問題意識や時間軸等を共有」することについては「学術には政治や経済とは異なる固有の論理があり」共有できないことがあるなどを指摘し、反対の声明と勧告を出しました。政府の一方的な提案に 5 人の歴代学術会議会長が反対声明を発表し、また多くの団体からも反対の見解が示され、2023 年 4 月に政府はついに国会提出を断念しました。

法人化に組み込む仕掛け

断念したにもかかわらず、2023 年 8 月政府は再び法改正の準備を開始し、内閣府内に「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を設置し、12 月には「中間報告」を出しました。これを受けて 2022 年の「具体化検討案」を凌ぐ学術会議の独立性を侵害する案を提示してきました。法人化後、政府や財界がコントロールする仕掛けがいくつも提起されています。先に述べたもののほかに、主務大臣が任命する監事、有識者からなる「日本学術会議評価委員会」を設置し、事業実施機関（例えばシンクタンク）のように中期業務計画を策定させ、それに意見を述べるとまで明記し、学術会議の見解を無視しました。

学術会議は 4 月 23 日に声明「政府決定『日本学術会議の法人化に向けて』（令和 5 年 12 月 22 日）に対する懸念について～国民と世界に貢献するナショナル・アカデミーとして～」を発表し、学術会議の自律性、独立性を失う懸念を表明しました。

さらに政府の動きに対して 6 人の歴代会長が記者会見を行い、「再び、岸田文雄首相に対して日本学術会議の独立性および自主性の尊重と擁護を求める声明」を発表しました。

学術会議の独立性への介入はなぜ？

なぜ、政府は学術会議と意思の疎通を図らず、学術会議の「5 要件」を無視して、再び一方的な提案をしたのでしょうか。それには学術会議が発足以来戦争のための研究は行わないとしてきたこと、それを前提に、防衛装備庁が公募した安全保障技術研究推進制度に対して、学術会議が「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017 年）を発表し、「軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあること」を確認し、「軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある」ので「軍事的安全保障研究」には「その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」と大学・研究機関等に求めたことへの強い反発があったものと推察します。加えて国の機関なのに政府や財界と「問題意識と時間軸」を共有せず、時に、政府批判をすることを嫌ってのことでしょう。

先に述べた学術会議の「5 要件」にもかかわらず、政府はそれを無視し、学術会議のシンクタンク化を図り、自己資金を調達してイノベーション創出に貢献せよとしております。これでは、学術会議を根底から改変してしまうことになります。日本の学術研究体制を破壊し、ひいては日本の社会にも計り知れないマイナスの影響を与えるでしょう。日本のアカデミーが国際的信用を失墜することにもなるでしょう。

6 人の任命拒否理由に関わって、私たちのグループの一つ「学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団」が組織され、審査請求を経て、現在東京地裁で裁判が始まっています。なぜ 6 人の任命を拒否したのか、口をつぐむ政府に対し、行政の説明責任を果たさせ、損なわれた学問の自由と人格権の回復を迫りし続けていきたいと思います。

本日ここにつどった 6 団体は学術会議の法人化の形をとった政府の独立性・自律性侵害に強く反対し、「日本学術会議法」の改正の動きに歯止めをかけたいと考えます。

以上

共同企画シンポジウム（オンライン併用）の団体紹介

■学問と表現の自由を守る会■

日本学術会議会員候補者6名の任命拒否に抗議し、学問と表現の自由を守るために立ち上がった文化人、芸術家、映画人、ジャーナリスト、知識人の会です。2021年4月に126人の会員で組織され、これまで5回のオンラインシンポを企画して活動しています。

公式サイト=<https://academicfreedom.jp/>

■大学の危機をのり越え、明日を拓くフォーラム（略称：大学フォーラム）■

国公立の大学の枠を超えて社会とともに、大学の今と明日を考えるための議論を持続的に行なうための場として、白川秀樹（ノーベル賞受賞者）、梶田隆章（前学術会議会長、ノーベル賞受賞者）、広渡清吾（元学術会議会長）ら51人の呼びかけ人で2019年に設立。

公式サイト=<http://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/>

Email univforum7@gmail.com

■学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団■

2021年4月、学術会議会員の任命拒否に抗議する法律家1162名が情報公開請求を、任命拒否された6名が保有個人情報開示請求を、それぞれ行った際に結成された弁護団。2024年2月20日、情報公開請求人のうち166名と任命拒否された6名が原告となり、不開示処分取消と国家賠償を請求する行政訴訟2件を提起し、両事件の訴訟代理人となる。

連絡先：米倉洋子（弁護団事務局長）Email yoneky@nifty.com

■安全保障関連法に反対する学者の会■

「戦争をしない国」から「戦争をする国」へと転換する安全保障関連法に反対する学者64人の呼びかけで、2015年6月に結成されました。現在14516人の研究者が会員で、「学者の会」として知られています。100以上の大学で組織された会と連帯し市民連合の一翼も担って、これまで30回以上の集会、シンポジウムを行ってきました。

公式サイト=<http://anti-security-related-bill.jp/>

■立憲デモクラシーの会■

戦後民主主義の中で育ち、自由を享受してきた者として、憲法と民主政治の基本原則を改変する企てを明確に否定し、これを阻止するために声を上げ、運動をしなければならないと確信し発足、共同代表；長谷部恭男（早稲田大学・憲法学）、山口二郎（法政大学・政治学）、故奥平康弘（東京大学・憲法学（元共同代表））

公式サイト=<https://constitutionaldemocracyjapan.tumblr.com/yobikakenin>

■早稲田から広げる9条の会（早稲田大学教職員9条の会）■

早稲田大学の教職員による「9条の会」。2007年の設立で、会員は約100名（退職者を含む）です。毎年1、2回程度、学生・市民向けの程度の講演会・シンポジウムを開催しています。

【後援】

早稲田大学憲法懇話会

1964年の設立の、早稲田大学の教職員による憲法擁護団体です。